

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年6月27日

大阪府知事 殿

提出者

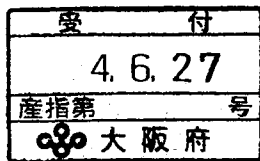
住所 大阪府大東市大字龍間1266番5

氏名 株式会社BPS大東 代表取締役

東野 隼士

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 072-869-0080



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社BPS大東 龍間発電所
事業場の所在地	大阪府大東市大字龍間1159番他7筆
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	33：電気業
②事業の規模	発電規模：約5750kW
③従業員数	19名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>【ばいじん】 ①造粒固化、②管理型埋立 ③海面埋立処分</p> <p>【燃え殻】 ①造粒固化、②管理型埋立 ③混練</p> <p>【混合廃棄物】 ①破碎</p> <p>【汚泥】 ①造粒固化</p>

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
代表取締役 ※計画の決済 発電所長 ※産業廃棄物発生量減量の為の 計画立案、具体的方法の指示			
発電所運転班 ※廃棄物減量化等に向けた取組み 分別管理の徹底		発電所設備班 本社事務 ※廃棄物減量化等に向けた取組み マニフェスト、契約状況等の管理	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ばいじん
	排出量	201 t	1981 t
	（これまでに実施した取組） 燃え殻・ばいじんの令和2年度月平均排出量355 tに対し、令和3年度月平均排出量は300 tと55 tの削減となりました。 排出状況を細目に確認し、廃棄物の発生量抑制を目的として、燃焼に必要な空気流量・循環砂使用量等の調整を行っています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ばいじん
	排出量	200 t	1950 t
	（今後実施する予定の取組） 排出状況を細目に確認しながら、発生量の抑制、廃棄物の選別・再利用を促進し、排出量の削減に努めます。 また、燃焼に必要な空気流量、循環砂使用料等の調整を継続して行います		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 金属くず、廃プラスチック、ばいじん、燃え殻は、それぞれ別々に分別、保管をしています。保管場所には廃棄物毎に明示を行い、可能な限り速やかに排出しています。汚泥は、発生後速やかに排出しています。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄物毎の分別、保管を徹底します。廃プラスチックに関しては、さらに細かく選別できないか、設備導入を含めて検討を行います。		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
もえがら	汚泥	廃プラスチック	-
1603 t	10 t	11 t	- t
【目標】			
もえがら	汚泥	廃プラスチック	-
1600 t	10 t	10 t	- t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ばいじん
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自ら利用する計画がないため、適正処分を行う廃棄物処理事業者に処理を委託しています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ばいじん
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 適正処分を行う事業者を選定し、適切に処理を行います。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ばいじん
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組） 自ら中間処理をする計画がないため、適正処分を行う廃棄物処理事業者に処理を委託しています			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ばいじん
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組） 適正処分を行う事業者を選定し、適切に処理を行います。			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
もえがら	汚泥	廃プラスチック	－
0 t	0 t	0 t	－ t
【目標】			
もえがら	汚泥	廃プラスチック	－
0 t	0 t	0 t	－ t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
もえがら	汚泥	廃プラスチック	－
0 t	0 t	0 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】			
もえがら	汚泥	廃プラスチック	－
0 t	0 t	0 t	－ t
－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分を行う計画がないため、適正処分を行う廃棄物処理業者に処理を委託しています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ばいじん
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 適正処分を行う事業者を選定し、適切に処理を行います。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

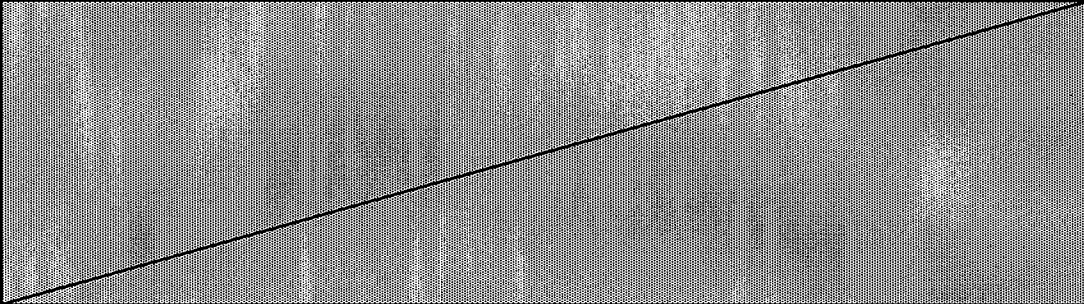
①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ばいじん
	全処理委託量	201 t	1981 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1977 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	1531 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
（これまでに実施した取組） 排出の状況確認・分別を徹底し、排出量の削減に努めています。環境面への影響が小さくなるように、排出物を再生資源として活用するなどの処分方法をとる事業者を優先的に選定しています。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
もえがら	汚泥	廃プラスチック	－
0 t	0 t	0 t	－ t
【目標】			
もえがら	汚泥	廃プラスチック	－
0 t	0 t	0 t	－ t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
【前年度（令和3年度）実績】			
もえがら	汚泥	廃プラスチック	－
1603 t	10 t	11 t	－ t
6 t	10 t	0 t	－ t
1603 t	0 t	0 t	－ t
0 t	0 t	0 t	－ t
0 t	0 t	0 t	－ t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	金属くず	ばいじん
	全処理委託量	200 t	1950 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1950 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	1500 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>排出の状況を細目に確認し、分別の徹底と排出量の削減に努めていきます。委託先については、排出物を再生資源として活用するなどの処分方法をとる事業者を優先的に選定します。加えて、災害等の状況変化によるリスク軽減の為、事業者を1社のみ絞るのではなく、事業者の確認・精査を行った上で数社に委託していきます。</p>			
※事務処理欄			

【目標】			
もえがら	汚泥	廃プラスチック	—
1600 t	10 t	10 t	— t
100 t	10 t	0 t	— t
1600 t	0 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t
0 t	0 t	0 t	— t



(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。